

「奈良県子どもを虐待から守る審議会」における 審議会委員からの意見について

- 日 時：令和2年10月26日（月） 午後2時～午後3時半
- 場 所：奈良県経済倶楽部 5階大会議室（奈良市東向中町6番地）
- 出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員15名中9名）
加藤曜子委員（会長）、赤崎正佳委員、池田由美子委員、上田庄一委員
河村喜太郎委員、佐藤拓代委員、原井葉子委員、東浦一郎委員、松舟晃
子委員
- 議 題：（1）奈良県における児童虐待の状況について
（2）奈良県児童虐待防止アクションプランの取組について

各委員から発言された主な意見等に関しては、下記のとおり。

I 議題（1）及び（2）に関する意見について

【河村委員】

- ・虐待という言葉は、子育ての問題について一般家庭に知らしめるには良かった。ただ虐待というのが前面に出ると、相談者と敵対関係になってしまう。敵対するのではなく、相談者にどうやって手を差し伸べるか、子育ての技術の支援にも力を入れていかなければならない。

【佐藤委員】

- ・厚労省の福祉行政報告例で児童相談所と市町村が共に対応した事例というものが2年前くらいから出ていて、県であれば把握しやすいかと思うので、連携の具合が分かるので、児童相談所と市町村が共に対応した事例というものをを出していただければと思います。
- ・児童相談所の心理的虐待は奈良県でも虐待種別の半数を占めていますが、全国的にも半数が心理的虐待で、そのなかの半数が面前DVです。奈良県の心理的虐待のところにも面前DVの数値を記載していただけると、どれくらいの割合なのかが分かるので、状況把握としてお願いしたいです。
- ・児童虐待重症事例の検証というのは、県の重症事例なのか国の重症事例なのか、過去の重症事例をふりかえるのはとても勉強になりますので。検証報告書の活用をしていない市町村がいくつも見られますが、もしかしたらメンバーが変わらないから1回見たらもう大丈夫というのがあるかもしれません

が、検証報告書は繰り返し繰り返し見ていただいて活用いただくのが良いと思います。

(回答：こども家庭課)

- ・県の重症事例を使っています。県から市町村に送付した児童虐待重症事例等検証結果報告書をどのように活用しているかの調査を毎年度アクションプランの調査のなかで実施しています。

【加藤委員】

- ・要対協の調整機関の調整担当者研修が法定研修になり、やっているということですが、研修の方法は1回限りなので、フォローアップや次どうだったのかというフィードバックがなくて、1回受けたらそれで終わりなんです。ですから検証報告書を繰り返して活用する意味と同じように、奈良県は、前は充実した面接技法の研修などを実施していましたので、それをきちんと踏襲して、県独自の市町村向けの研修を提供し続けていただきたい。

Ⅱ その他

【赤崎委員】

- ・私たち産婦人科医は虐待の芽を短い関わりのなかで見つけて市町村につないでいかないといけないという役割がございます。取り扱うポイントが3つありまして、①初診時、初期、②健診がはじまって中期、③まったく受診をされてない妊婦に対して産み落として殺さないようにという、3つのポイントです。③については奈良県におきましては、今のところ事故は起こっておりません。まずそういった妊婦を把握した場合、県内全医療機関に情報提供、また警察消防並びに、住民登録されてましたらその市町村に連絡いたしまして、なんとか産み落として殺さないような体制を作るようにしております。おかげさまで皆様の協力のおかげで一例も死亡事例が起こっておりません。②については、我々がハイリスク妊婦と判断した妊婦に対しての関わりが正直なところ希薄なところがありまして、その後虐待につながっている事例もたしかにございます。ですから妊娠中から診察で虐待の兆候があればしっかりと拾い出す、見つけ出す、ということを奈良県産婦人科医としましてやっていかななくてはならないと機会があるたびに関係機関に申し上げております。
- ・母子保健におけるリスクアセスメント評価をしていただいているのは良いのですが、特定妊婦となったときに、医療機関にきちんと情報提供していただいているのかが見えにくいので、ぜひ情報提供していただければと思います。

す。

【松舟委員】

- ・虐待であれば色々な支援サービスがあるけれども、双子世帯などで子育てが大変な世帯など個別の家庭に対しての支援というのはほとんどないので、そういったところに対する助成やサービスなどの支援についても考えていただきたい。